

多摩地域福祉有償運送運営協議会

特別幹事会

(令和2年度 第1回)

会 議 録

会 議 名	令和2年度多摩地域福祉有償運送運営協議会 第1回特別幹事会	
日 時	令和2年7月3日（金）	
場 所	— （新型コロナウイルス感染防止のため、書面決議にて実施）	
確認者	委 員	内山、田淵、谷口、秋山、島津、町田、本谷、大和田、堀越、矢ヶ崎、小堀、岡本、亀井、菊池、古川
	事 務 局	清瀬市・東久留米市
決議書未提出委員	1名（特別幹事会会長を除く）	
議 題	1 多摩地域福祉有償運送運営協議会に協議申請された事項の審査について	
公開・非公開の別	公開	
非公開の理由		
傍聴人の数	0名	
配付資料	<p>配付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度第1回特別幹事会・運営協議会協議予定団体一覧 ・ 令和2年度多摩地域福祉有償運送運営協議会第1回特別幹事会審査団体要件確認一覧表（資料1） ・ 需給状況等一覧（資料2） ・ 福祉有償運送 更新登録申請団体要件確認表（14団体） ・ 福祉有償運送 新規登録申請団体要件確認表及び申請書類一式（2団体） ・ 福祉有償運送 自家用自動車有償運送対価変更協議依頼書一式（2団体） ・ 書面による決議書 ・ 多摩地域福祉有償運送運営協議会特別幹事会委員名簿 ・ 多摩地域福祉有償運送運営協議会79条登録団体一覧 ・ 多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱 	

令和2年度福祉有償運送運営協議会 第1回特別幹事会

令和2年7月3日

1 本年度の協議会運営について

令和2年度の福祉有償運送運営協議会については、新型コロナウイルス感染症の影響により東京やその周辺県で緊急事態宣言が発令されたため、会議の開催が難しいと考えられました。当協議会設置要綱第15条の規定では、この要綱に定めるもののほか、協議会の運営方法その他必要な事項については、別途協議の上決定することとなり、当協議会会長、東京運輸支局と協議し、委員の皆様からも意見をお聞きした上で、本年度の協議会については、書面協議で協議会を開催したものとみなし実施することとなった。そのため、特別幹事会においても書面協議で開催することを報告する。

2 会議成立報告

当協議会設置要綱第7条の規定により、運営協議会は委員の過半数が出席しなければ開くことができないこととなり、令和2年7月3日(金)開催の運営協議会は、委員15人中、会長を除き、13人の方に書面による決議書をご提出いただいた。過半数の委員にご提出をいただいたので、会議は有効に成立していることを報告する。

3 議題

(1) 多摩地域福祉有償運送運営協議会に協議申請された事項の審査について

各事業所についての自治体からの報告は申請書類の通り。尚、今回申請を行った事業者について、各自治体が各事業所を訪問し、運行記録簿等の書類を行っている。また、前回からの変更点については、申請団体要件確認表で確認している。

特別幹事会の委員の皆様には資料をお送りし、議案を審議いただいた。その際に、質問・意見を頂戴した。なお、回答は、後日行っている。

○ 更新協議：14団体

No	市町村	団体名	了承	否認	意見を付し 了承	その他
1	府中市	社会福祉法人 府中市社会福祉協議会	10人	0人	3人 意見No1~6	0人
2	調布市	特定非営利活動法人 ちょうふ自立応援団	12人	0人	1人 意見No7,8	0人
3	調布市	特定非営利活動法人 調布ハンディキャブ	11人	0人	2人 意見No9~11	0人
4	小平市	特定非営利活動法人 自立生活センター・小平	12人	0人	1人 意見No12	0人
5	小平市	特定非営利活動法人 移動サービス・バイユアセルフ	12人	0人	1人 意見No13~15	0人
6	東村山市	特定非営利活動法人 障害者の自立を支える会こすもす	9人	0人	4人 意見No16~21	0人
7	清瀬市	社会福祉法人 清悠会	11人	0人	2人 意見No22,23	0人
8	武蔵村山市	特定非営利活動法人 ヒューマンライフ・エンジョイ友の会	9人	0人	4人 意見No24~33	0人
9	八王子市	特定非営利活動法人 ヒューマンケア協会	12人	0人	1人 意見No34~36	0人
10	八王子市	特定非営利活動法人 ケアプレイスはなでんしゃ	12人	0人	1人 意見No37	0人
11	八王子市	特定非営利活動法人 くるみ	9人	0人	4人 意見No38~43	0人
12	八王子市	社会福祉法人 みずき福祉会	12人	0人	1人 意見No44	0人
13	稲城市	社会福祉法人 永明会	13人	0人	0人	0人
14	あきる野市	社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会	10人	0人	3人 意見No45~49	0人

意見No1（委員） 利用会員数に対して、団体の車の保有台数が少ないので、利用依頼に対応できているのでしょうか？

回答No1（府中市社会福祉協議会） 登録者で利用しない人もいて、車両2台で対応が出来る状況です。

意見No2（委員） 78歳ドライバーへの対応（健康面、安全面など）は？

回答No2（府中市社会福祉協議会） 78歳のドライバーは現在ご家族の都合により活動していない状況です。現状、再開の希望が出ていませんが、再開の希望があった際は健康面も含め、適正検査後で適正が確認できてからとします。

意見No3（委員） 70代高齢ドライバーへの健診はしているか？

回答No3（府中市社会福祉協議会） 各個人にて受診してもらっている。

意見No4（委員） 登録会員が増えた理由

回答No4（府中市社会福祉協議会） 市が発行する情報冊子に当該サービスが掲載されていることや、居宅介護サービス事業所、障害者支援窓口職員の紹介などが考えられる。

意見No5（委員） それに伴う、年間トリップ数の変化

回答No5（府中市社会福祉協議会） 実際、登録者が増えたが、30年度と31年度の比較では距離数的には30年度の方が長距離通院の方や全体の利用回数が多かったためかトリップ数は上回っていた。また登録のみで利用していないケースも見受けられる。

意見No6（委員） 原則として、個人タクシーも75歳定年なので、70歳代後半の運転者へどのような配慮をしているのか？

回答No6（府中市社会福祉協議会） 運転前点呼で体調などのコンディションを確認し対応している。また、75歳以上の方で運転ボラ参加希望の方には運転者適正検査を行ってもらうなど安全性の確認をしている。現在75歳以上の方は都合により参加していない。

意見No7（委員） 車両の車歴について 平成22年3月登録、88,725kmの車両の調子は？

回答No7（ちょうふ自立応援団） 平成22年3月に日本財団より福祉車両の寄贈を受け、以来ちょうふ自立応援団の移送サービスやヘルパーの移動車両として、当該車両を使用してきました。今まで大きな車両の故障や事故はなく、経年劣化による部品の取り換えやメンテナンスを行いながら、乗務しています。

今現在は目立った故障や不具合はありません。

意見No8（委員） 運転者が半分以下になった理由

回答No8（ちょうふ自立応援団） 前回更新時は余剰人員が多く、人員配置を確認した結果、人数を減らすこととなりました。また勤務時間が少ない職員もおりましたので、多い人数となりました。運行自体は2名で十分な運営が可能ですが、運転者の高齢化に備え、比較的若い運転者を2名拡充し4名体制を取ることとなりました。

意見No9（委員） 70代高齢ドライバーへの健診はしているか？

回答No9（調布ハンディキャブ） 年1回の健康診断の結果報告を必須としております。また、体調管理の徹底に努めており、運行時には体調チェックシートに基づき異常がないか確認をしております。

なお、比較的高齢な運転者が多いため、運転者一人一人の負担が大きくなるよう、新規運転者の確保に努めています。運転能力についても、高齢者講習を積極的に受講し、業務に支障がないか確認を徹底しています。

意見No10（委員） 車両の10年以上車歴の車両の調子について 特に平成2年11月登録の軽自動車の調子は？

回答No10（調布ハンディキャブ） いずれも定期点検を行い、現状問題なく稼働しております。

意見No11（委員） 運転者が約2/3になった理由

回答No11（調布ハンディキャブ） 「75歳で定年となった者」1名、「会費の支払いはあるが、6ヶ月以上運行実績が無く連絡も取れないため、今後も運行の予定が無い者」3名を登録から外したため、前回申請時から4名減となっています。

意見No12（委員） 車両の車歴について 平成14年登録、88,725kmの車両の調子は？

回答No12（自立生活センター・小平） 機関、車いす固定装置、回転シート等の設備については快調に作動している。パワーステアリングにやや異音があるものの、6か月ごとにディーラー点検を受けており、問題は発生していない。見た目としては、内外装に経年変化があるため、今後車両の買い替えも検討している。

意見No13（委員） 対価について 時間距離併用なのでおおよその合計金額で表示できないか？

回答No13（移動サービス・バイユアセルフ） 添付されていた「おおよその合計金額の表示例（pdf）」の1枚目の対価表のように表示することは可能です。（距離料金と時間料金をそれぞれ表にして金額計算の例を載せる書き方）（※事務局注 回答してもらうにあたり表示例を添付しました）

意見No14 (委員) 車両の車歴について 平成12年登録、123,544の車両の調子は？

回答No14 (移動サービス・バイユアセルフ) 事務所近くの車両整備店によく見てもらっているのですがまだ走れるが買い替えを検討している。昨年度と今年度は中央競馬馬主社会福祉財団の福祉車両助成に申請。(昨年度は落選、今年度は結果待ち)

意見No15 (委員) 会員について その他の障害者が3名から15名に増加した理由

回答No15 (移動サービス・バイユアセルフ) 利用者の高齢化が進み、肢体障害、視覚障害、歩行困難な方の入会が増えた。いずれも送迎時に玄関内や施設内での手助け、案内、福祉車両の事前予約を必要とする。それらの障害がありながら一人暮らしで介助者がいない、車両予約の電話もご自身ではできない方(メールで予約のやり取り)など。

意見No16 (委員) 前回より利用会員が20名減っている理由は何ですか？

回答No16 (障害者の自立を支える会こすもす) 地域生活支援の移動支援を利用される方が増加したため。

今まで登録だけして利用されない方が登録をやめられたため。

意見No17 (委員) “二”の利用者の運送を必要とする理由が不明確

回答No17 (障害者の自立を支える会こすもす) 通院等で利用される場合が多い。利用者さん単独で電車、バス、タクシーの利用ができない。保護者の付き添いができない場合に利用される。

意見No18 (委員) 登録会員が、減ってしまった理由

回答No18 (障害者の自立を支える会こすもす) 地域生活支援の移動支援を利用される方が増加したため。

今まで登録だけして利用されない方が登録をやめられたため。

意見No19 (委員) それに伴う、年間トリップ数の変化

回答No19 (障害者の自立を支える会こすもす) 利用される方は特定の方が多いので利用される回数に大きな変化はない。

意見No20（委員） 車両の10年以上の車歴の車両の調子は？

回答No20（障害者の自立を支える会こすもす） 全て半年点検を受けている。不調はない。

意見No21（委員） ドライバー1名のうち70歳以上の方が1名とのことですが、声掛けだけではなく、健康診断の受診や、体調の確認、運転移管する技術面での確認などされているのでしょうか？

現状していないということであれば、対策されたほうが良いと思います。

回答No21（障害者の自立を支える会こすもす） 一年に一度健康診断の受診をしています。

体調の確認については運転開始時に行い、確認票にて記録していきたい。技術面については講習の受講等、検討したい。今後は若い方に受講をしてもらい交代をしていきたい。

意見No22（委員） 主な送迎目的地はどこか？

回答No22（清悠会） 主な送迎目的地は以下の通りです。

- ・病院（近隣の市内市外）
- ・スーパーマーケット
- ・美容院

意見No23（委員） 車両の10年以上の車歴について 平成16年11月18, 836kmの車両の調子は？

回答No23（清悠会） 特に悪いところもなく、問題なく業務に使用しています。走行距離が短いため、傷んでいないと思われます。

過去には2度ほど、車イスの乗降用のリフトが動かなくなったことがありますが、修理後は問題なく使用できています。

意見No24（委員） 利用会員数が26名減っている理由は何ですか？

回答No24（ヒューマンライフ・エンジョイ友の会） 会員数は、亡くなった方、引っ越された方、市外の施設に入所された方等を削除しましたので26名減っています。

意見No25（委員） 会員数に対して運転者の人数が少なく、年齢も高齢に達している。今後の団体の運営についてお聞きしたいです。

回答No25 (ヒューマンライフ・エンジョイ友の会) 今後の運営については、ボランティアセンター等でドライバー募集をしているところですが、なかなか集まらないのが現状です。また、引き受けていただける方がいれば、引き継いでいただきたいと思っています。

意見No26 (委員) 70代高齢ドライバーへの健診はしているか？

回答No26 (ヒューマンライフ・エンジョイ友の会) 法人としては特に行なっていませんが、定期的に個人で通院したり特定健診等に行ったりしています。

意見No27 (委員) 対価について 時間距離併用なのでおおよその合計金額で表示できないか？

回答No27 (ヒューマンライフ・エンジョイ友の会) 別紙にて添付致します。

意見No28 (委員) 確認票の「変更の有無及び届け出変更日」の欄の○が抜けています。

回答No28 (武蔵村山市) 入力漏れの為、修正したものを添付致します。

意見No29 (委員) 登録会員数が、約3/4になってしまった理由

回答No29 (ヒューマンライフ・エンジョイ友の会) 会員数は、亡くなった方、引越された方、市外の施設に入所された方等を削除しましたので26名減っています。

意見No30 (委員) それに伴う、年間トリップ数の変化

回答No30 (ヒューマンライフ・エンジョイ友の会) 減少している。

意見No31 (委員) 車両で179,145km走行距離は正しいですか？ 又、115,959kmと合わせて車の調子は？

回答No31 (ヒューマンライフ・エンジョイ友の会) 正しくは79,145kmです。修正致します。車の調子に関しては特に問題はありません。

意見No32 (委員) 原則として、個人タクシーも75歳定年なので、70歳後半の運転者へどのような配慮をしているのか？

回答No32 (ヒューマンライフ・エンジョイ友の会) 主に定時や定期ルートである特定利用

者の運転、夕方以降は運転しないようにしています。

意見No33 (委員) 所在地について 変更が無しになっていますが、住所番地が一丁目が終わっており、これは確認票の入力もれということでしょうか。

回答No33 (武蔵村山市) 入力漏れになりますので修正したものを添付致します。

意見No34 (委員) 運営主体は、単なる名称変更ですか？それとも合併などですか？

回答No34 (ヒューマンケア協会) 名称変更です。

意見No35 (委員) 運転者が約3/4下になった理由

回答No35 (ヒューマンケア協会) 運転協力者を見直して近年活動のない方に状況を伺い、今後も活動の予定のない方について整理をおこなったため。

意見No36 (委員) 地域のタクシー運賃料金比較表を（武三地区用）が添付してある理由不要では？

回答No36 (ヒューマンケア協会) 利用者の乗車は八王子市内に限っているが、降車場所は利用者の行き先により特別区が含まれる可能性があるため。

意見No37 (委員) 車両について 回転シート車は電動ですか？

回答No37 (ケアプレイスはなでんしゃ) 回転シート車は電動です。

意見No38 (委員) 高齢者ドライバーへの対応について、安全面、健康面についてお聞かせください。

回答No38 (くるみ) 安全面：・監事認知症テストにおいては、94点でした。

・高齢者安全運転講習も特に問題なく終了し、安全運転だという評価を頂いております。

健康面：・健康診断を受け、なんの問題点もないと結果がでております。

意見No39 (委員) 複数乗車の利用者対価表が手書きとなっている。

回答No39 (八王子市) 八王子市で内容を確認し記載したため、運営協議会にて差替えを行います。

意見No40 (委員) 高齢者ドライバーの健診はしているか？

回答No40 (くるみ) 検診実施済みです。結果は問題ないと評価を受けております。

意見No41 (委員) 利用対価表に、手書きで複数乗車同額とありますが、これは、この料金を割り勘にするのですか？それとも、倍になるのですか？

回答No41 (くるみ) 複数乗車について。出発地、目的地が同じ2名（介護度あり）の乗車実績のみです。

ちなみに、この二人は姉弟です。料金は、割り勘となります。

意見No42 (委員) 車両の10年以上の車歴の車両の調子について 118,210kmと119,581の車両の調子は？

回答No42 (くるみ) 年数、距離とも数字が大きくなっていますが、問題なく使用しております。車検も問題なく終了しております。

意見No43 (委員) 原則として、個人タクシーも75歳定年なので、70歳後半の運転者へどのような配慮をしているのか？

回答No43 (くるみ) 安全運転講習、健康診断実施で問題がないことを確認しております。新たな利用者、新たな行先には運転依頼をしない方向でやっております。

意見No44 (委員) 車両の走行距離10万km以上の車両（4台分）の調子は？

回答No44 (みずき福祉会) 4台中3台は特に不具合もなく走行していますが、車両番号4464のキャラバンについては数年前からエアコン（クーラー）の調子が悪く、何度も修理を試みているが原因が不明ということで改善していません。

走行中にクーラーがきかなくなることがあり、そのたびにエンジンを再始動するとまたクーラーがきくようになる状態です。

夏場は外出でなどの遠方への使用はせず、通常の送迎も短いルートに限定して使用しています。

今年度にできれば買い替えを実施したく、現在助成金を申請中です。

意見No45 (委員) 81歳のドライバーもいます。高齢ドライバーへの対応について、安全面、

健康面についてお聞かせください。

回答No45（あきる野市社会福祉協議会） 田淵委員のご質問について、お答えします。

あきる野市社会福祉協議会では、1年に2回程度、ドライバー同士の連絡会を実施しており、その際に、自動車練習所の貸コースを使って教官の同乗訓練や、ドライバー同士の路上運転のチェック、警察官による安全運転講習などを実施し、安全運転についての意識付けをしています。高齢ドライバーについては、短い距離の運送に従事してもらうことや、1日の運送回数を減らすなど、コーディネート配慮もしています。健康面については、自身で受けている健康診断の結果を任意で提出してもらうほか、最低1年に1度は、健康告知書の提出をお願いしています。

意見No46（委員） 高齢ドライバーへの健診はしているか。

回答No46（あきる野市社会福祉協議会） 島津委員のご質問についてお答えします。

あきる野市社会福祉協議会のドライバーは、有償ボランティアのため、ドライバーに対する健康診断は実施しておりません。しかしながら、高齢ドライバーが増えている現状を鑑み、自身で受けている健康診断の結果を任意で提供してもらうほか、全ドライバーから、最低1年に1度は、健康告知書の提出をお願いしています。

意見No47（委員） 車両の10年以上の車歴の車両の調子は？（平成20年4月、平成17年3月）

回答No47（あきる野市社会福祉協議会） 町田委員のご質問についてお答えします。

両車両とも問題なく運行できており、法定点検のほか、定期的な自主点検も欠かさず実施しています。また、全車両において、異音がする、タイヤに傷がある等、何か気づいた時は、すぐにディーラー等に確認してもらい、必要に応じて修理を依頼しています。

意見No48（委員） 原則として、個人タクシーも75歳定年なので、70歳後半の運転者へどのような配慮をしているのか？

回答No48（あきる野市社会福祉協議会） 短い距離の運送に従事してもらうことや、1日の運送回数を減らすなど、コーディネート配慮をしています。また全ドライバーに対し、研修として、路上運転のチェックをドライバー同士でおこなったり、警察官による安全運転講習を実施しています。

意見No49（委員） 登録会員数が増えた理由

回答No49（あきる野市社会福祉協議会） 前回の登録更新の際（平成29年度）は、人工透析の利用者が複数名いたため、一人当たりの月間利用回数が多かったですが、徐々に透析患者の利用が減り、現在は0人となっています。車両の使用に余裕が出たことから、あきる野市社会福祉協議会の広報誌で、事業のPR記事を載せたり、介護支援専門員の集まる会議の場に出向き、事業紹介等をし、徐々に登録会員数が増えています。

○ 新規団体：2団体

No	市町村	団体名	了承	否認	意見を付し 了承	その他
1	狛江市	社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会	9人	0人	4人 意見No50～55	0人
2	福生市	社会福祉法人 福生市社会福祉協議会	11人	0人	2人 意見No56～59	0人

意見No50（委員） “二”の利用者の運送を必要とする理由が不明確

回答No50（狛江市） 新規申請書類として添付いたしました旅客名簿につきましては、現在NPO法人ハンディキャブこまえによる福祉有償運送を利用している方の名簿となっております。ハンディキャブこまえは令和2年度末をもちまして事業を終了するため、狛江市社会福祉協議会において実施する福祉有償運送事業に登録される移動困難者は、ハンディキャブこまえの利用者の可能性が高いものと考えられます。

狛江市社会福祉協議会では、現在の利用者を含め、市内移動困難者に対して説明会を実施し、狛江市社会福祉協議会による福祉有償運送サービスの利用を希望する方には登録していただく予定です。そのため、ハンディキャブこまえの利用者の中には登録しない方もいらっしゃるかと思います。

「二」の利用者につきましては主に知的障がい者となっております、自宅から市内小学校への送迎を必要としている方となっております。それ以外の方につきましては、福祉有償運送を利用する必要性に関する調査票のチェック項目の「支援者不在」、「単独歩行が困難」、「1人で料金の支払いを行うことが困難」、「意思伝達が困難」、「対面緊張」に該当している方となっております。

意見No51（委員） 主な送迎目的地はどこになる見込みか？

回答No51 (狛江市) 利用者の自宅から市内医療機関、学校が主な送迎目的地となる見込みです。

意見No52 (委員) 定款の事業の中の (11) 移動支援事業の経営に含まれているのかの確認

回答No52 (狛江市) 社会福祉法人狛江市社会福祉協議会定款 (以下、「定款」といいます。)

第2条第12号の移動支援事業の経営とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第5条第26項の移動支援事業の経営をいいます。したがって、福祉有償運送事業は、定款第2条第12号の移動支援事業の経営には含まれません。

狛江市社会福祉協議会では、福祉有償運送事業は、定款第2条第17号の「その他この法人の目的達成のため必要な事業」に含まれるものと考えておられます。

社会福祉法 (昭和26年法律第45号) 第26条によれば、社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業 (以下、「公益事業」といいます。) を行うことができるものとされております。

社会福祉法人事務手続の手引 (平成30年5月改訂 東京都福祉保健局指導監査部。以下「手引」といいます。) 第1章第3節1 公共事業 (1) 公益事業の要件② (31ページ) において、アからソまでの事業が公益事業に含まれるとされており、そのうち「イ 必要な者に対して、入浴、排泄、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等 (以下「入浴等」という。) を支援する事業」の「外出時の移動を支援する事業」に福祉有償運送事業は該当するものと考えられます。

もっとも、定款第2条の各号の事業の中には、例えば第6条の共同募金事業への協力など公益事業も列挙されておりますが、手引では、社会福祉事業と一体的に行われる公益事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業の場合には、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えないとされております (32ページ)。

そこで、福祉有償運送事業は、社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業のため、定款第2条第17号の「その他この法人の目的達成のため必要な事業」に含まれるものとしていたしております。

意見No53 (委員) ハンディキャブ狛江車両の寄付を受けているが、事業も引継ぐのですか？

回答No53 (狛江市) NPO法人ハンディキャブこまえから事業は引き継ぎません。令和3年度から、狛江市社会福祉協議会が新たに福祉有償運送事業を実施いたします。実施にあたっては、ハンディキャブこまえが令和2年度末で事業を終了するため、事業者間で車両の一部の寄付について協議されると伺っております。

意見No54 (委員) 運転者2名の年齢は？

回答No54 (狛江市) 運転手2名の年齢は、50歳と62歳となります。(令和2年7月8日現在)

意見No55 (委員) 車両について 寄付予定日がR3.3.31となっておりますが、運行はR3.4.1からということでしょうか。

回答No55 (狛江市) 社会福祉協議会による事業開始(運行)は、令和3年4月1日からの予定となっております。

意見No56 (委員) 社協定款に移動支援サービス事業が入っていない。追加する必要がある。

回答No56 (福生市社会福祉協議会) 令和元年までは、現行の定款「(18)その他この法人の目的達成のため必要な事業」の事業として福祉有償運送を行っていた。今後も定款(18)の事業として実施していきたいと考えている。

意見No57 (委員) 定款のどの事業に相当するのか？移送、又は移動支援等の事業の追加が必要なのでは？

回答No57 (福生市社会福祉協議会) 令和元年までは、現行の定款「(18)その他この法人の目的達成のため必要な事業」の事業として福祉有償運送を行っていた。今後も定款(18)の事業として実施していきたいと考えている。

意見No58 (委員) 車両が全台10年以上の車歴であるが、車両の調子は？

回答No58 (福生市社会福祉協議会) 現在、車両の使用年数は10年を超えているが、走行距離が1台につき7万km未満と10万kmに達していないため、運行前の車両チェックに加え、毎年の車両点検を実施し、問題のない状況に保っている。通常と異なるような症状が報告された場合には、速やかに専門業者に点検を依頼し対応している。引き続き車両状況を確認

認しつつ必要に応じて車両の入替なども検討していく。

意見No59 (委員) 運転者12名の年齢は？70歳後半の運転者がいた場合に、原則として、個人タクシーも75歳定年なので、70歳後半の運転者へどのような配慮をしているのか？

回答No59 (福生市社会福祉協議会) 年齢は別紙1を参照。70代のボランティアの方には、新規登録者の移送や市外への移送を、極力避けて依頼するよう配慮している。また、運転者の年代に関係なく乗車前に、健康状態の確認を行っている。その際に体調不良はないか、飲酒をしていないか等の声掛けをし、健康状態の確認を行っている。その他、個人で受けた健康診断の結果を確認し、身体状況を把握している。

○ 変更協議：2団体

No	市町村	団体名	了承	否認	意見を付した了承	その他
1	三鷹市	特定非営利活動法人 みたか ハンディキャブ	12人	0人	1人 意見No60	0人
2	あきる野市	社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会	13人 ※	0人	0人	0人※ 意見No61

※町田委員は最初「その他」。意見No61の回答を読んだうえで了承となる。

意見No60 (委員) 料金の表示について 100円単価の料金設定なので、四捨五入とあるが、実際には100円以下切り上げとなります。表現は100円以下切り上げの表現が妥当だと思います。

回答No60 (みたかハンディキャブ) 委員ご指摘のとおりですので、100円未満切り上げと記載させていただきます。

意見No61 (委員) 利用料改定案について 「民間の約3千円程度と高額であるため「安い」ことを理由に本事業が選ばれる傾向にあり」「外部の自費サービス利用料との差を広げることとなってしまう」と問題意識も持っている。本件は、公費による民業の圧迫になっていないのか？

回答No61 (あきる野市社会福祉協議会) 町田委員のご質問についてお答えします。

添付資料に記載のとおり、本事業の実施にあたり、あきる野市社会福祉協議会では、「有償家事援助サービス」と「移送サービス（福祉有償運送）」の2つの事業を1つの

「実施要綱」で行っています。委員がご質問された「民間が約3千円程度と高額であること」や「外部の自費サービス利用料との差」という部分は、いずれも「有償家事援助」のことを指しています。

また、あきる野市社会福祉協議会では、福祉有償運送の利用希望があった際、世帯の状況や収入等の記載がある申請書を記入していただいた後、必ずコーディネーターが利用者宅を訪問しています。その際、申請書に記載された世帯の状況の確認のほか、家族等による協力が得られないのか等を十分に確認した上で、福祉有償運送の対象であると判断した方のみ利用を決定しています。

上記審議結果を特別幹事会会長及び事務局と運営協議会事務局で確認し、更新協議14団体、新規協議2団体、変更協議2団体について了承とし、運営協議会に諮るものとする。

なお、上記意見以外に、協議会全体に対する意見を頂戴した。

意見No62（委員） 団体要件確認表で複数乗車を行っているかわかるようにしてほしい。

回答No62（事務局） 運営協議会では、様式を変更し、複数乗車をしているかどうかわかるようにします。

意見No63（委員） 更新申請を行う際の注意 必ず有効期限を確認し、期限の2ヶ月前を目安に東京運輸支局へ更新申請を提出してください。期限が切れてから提出があったものは更新を受けられず、新規扱いとなります。

回答No63（事務局） 運営協議会事務局から各団体に発行する「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」に、更新申請を行う際は必ず有効期限を確認し、期限の2ヶ月前を目安に運輸支局に申請を行うよう促す文を追記します。

—了—